

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第31回）

1 日時 令和6年7月1日（月）13時00分～15時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、石井構成員、落合構成員、曾我部構成員、水谷構成員、森構成員、
山本（健）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティブ、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター、一般社団法人日本民間放送連盟、国立研究開発法人情報通信研究機構

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

- (1) ワーキンググループ中間とりまとめ（案）
- (2) 意見交換
- (3) その他

【山本主査】 定刻になりましたのでデジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会ワーキンググループの第31回会合を開催いたします。本日もご多忙の中、当会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項のご説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。まず、本日の会議は公開とさせていただきますのでその点ご了承ください。次に、事務局よりWeb会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。

本日の会議につきましては、構成員および傍聴はWeb会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声および資料投影のみでの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。本日の資料は本体資料として資料WG3 1-1から参考資料WG3 1-1までの3点用意しております。

万が一お手元に届いていない場合がございますら事務局までお申し付けください。また傍聴の方につきましては、本検討会ホームページ上に資料が公開されておりますのでこちらから閲覧ください。なお本日は、生貝構成員はご欠席予定、落合構成員は途中でご退室予定と伺っております。事務局からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。本日の議事ですが、6月25日のワーキンググループにおきましてワーキンググループ論点整理案についてご議論いただきましたところ、そのご議論を踏まえまして、事務局にて資料WG3 1-1、デジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会ワーキンググループ中間取りまとめ案を作成していただきました。本日はまずこの資料WG3 1-1につきまして事務局より一通りご説明をお願いしたいと思います。続きまして、まずは章ごとに時間を設定し質疑応答と意見交換の時間を設けてその後に全体を通じた意見交換の時間を設けたいと思います。そして最後にワーキンググループの今後の進め方につきましても事務局よりご説明いただき質疑応答と意見交換の時間を設けたいと思います。

それでは早速議事に入らせていただきます。まずは中間取りまとめ案につきまして事務局より大体25分間ぐらいでご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【上原補佐】 事務局でございます。資料WG3 1-1をご覧ください。こちら主査より

ご説明ありました通り、前回6月25日のワーキンググループで、それまでの議論状況をまとめました「論点整理（案）」というものについてご議論いただきまして、そちらの議論内容も踏まえまして、今回現時点でのこのワーキンググループの議論の到達点を取りまとめたものとして、こちらの「中間とりまとめ（案）」というものを主査のご指示のもと作成させていただきました。早速ですけれども、まず中身ですが第1章は検討の背景と経緯ですので飛ばさせていただきます、第2章から説明させていただきます。

第2章、8ページですけれども、「情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応の在り方」となっております。まず「1.」ですが、14ページ、「対応を検討すべき『偽・誤情報』の定義・範囲」ということで、情報伝送プラットフォーム事業者において対応を検討すべき偽・誤情報の定義・範囲については、少なくともこちら枠内に示しております①および②の要件をいずれも満たす情報については、原則として対応を検討すべき偽・誤情報の定義・範囲に含まれるものと考えていることが適当である、としております。その上で、①の「検証可能な誤りが含まれていること」という要件につきましては、誤りが含まれていることに関する発信者の認識、主観的意図については情報伝送プラットフォーム事業者において判別困難と考えられることから、対応を検討すべき偽・誤情報の定義・範囲の要件とはしないことが適当である、としております。

また②の要件、こちらの各要素の「有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められること」ということにつきましては、例えば当該情報そのもの、あるいは当該情報が流通・拡散することによって、人の生命、身体または財産に重大かつ明白な悪影響を与えるような情報、または重大な社会的混乱を招くような情報につきましては、情報伝送プラットフォーム事業者において少なくともこれらの情報の流通・拡散に関連して、自らのビジネスモデルがもたらす社会的影響を予測し、有効な軽減措置を実施する。後ほど第3章でご説明しますけれども、そういった方策を要する程度の客観的有害性または社会的影響の重大性を備えている、すなわち②の要件に合致するものと評価しうる一方で、これらの情報の具体的な範囲や、これらの情報以外のいかなる情報についていかなる具体的な方策との関係で客観的な有害性や社会的影響の重大性が認められるかについては、今後更なる検討が必要である、としております。

また②の要件に関連して、客観的な有害性および社会的影響の重大性がともに小さいなど、一定の類型の情報については対応を検討すべき偽・誤情報の範囲に含まれないものと考えていることが適当である。なお、「一定の類型の情報」として具体的にどのようなものが

考えられるかについては、今後更なる検討が必要である、としております。

続いて16ページですけれども、「2. 偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための『コンテンツモデレーション』の類型」ということで、情報伝送プラットフォーム事業者は自らのビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、偽・誤情報の流通・拡散を抑止等するために、例えばこちらに掲げておりますような多様な類型によるコンテンツモデレーションを講じているところでございます。例えば、発信者に対する警告表示、収益化の停止、情報の可視性に直接の影響がないラベルの付与あるいは情報の可視性に一部影響するラベルの付与、表示順位の低下、情報の削除、サービス提供の停止・終了、アカウント停止・削除、あるいは少し毛色が違いますけれども、いわゆるプロミネンスといったものも一緒のコンテンツモデレーションというように言えるかと存じます。こういったコンテンツモデレーションの類型ごとに、その実施を促進等するために適切な方策は異なりうることに留意が必要である、と17ページにて書いております。例えば(1)の、偽・誤情報の流通・拡散を直接的に抑止するための①から⑦に挙げたような措置につきましては、情報の可視性に直接影響がないものや情報の可視性に一部影響を与えるもの、あるいは情報の全部または一部を不可視とするもの等、情報の可視性に与える影響の大小に差異がありうるのところ、一般的には情報の可視性に与える影響が小さいものほど表現の自由への制約は小さくなると言えることも踏まえまして、情報伝送プラットフォーム事業者においては、対象とする偽・誤情報の定義・範囲に照らし、比例的な対応を検討することが適当である、としております。

こういった措置をはじめとして、18ページですけれども、「対応を検討すべき『偽・誤情報』の定義・範囲」ということで検討いたしました偽・誤情報の流通・拡散を抑止するため、制度整備も含め、情報伝送プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの実施を促進等するとともに、その確実な実施を図ることが適当である、としまして、具体的な方策としましては「3.」のところでありますけれども、「偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実効性確保に向けた方策」という論点の中で取りまとめております。

こちら、例えば「コンテンツモデレーションに関する透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保」ということにつきましては、情報流通プラットフォーム対処法における透明化規律を参考としつつ、こちらの18ページから19ページにかけての四角囲みの中に入っております(i)から(iv)までの対応を中心に具体化を進めることが適当である、と

しております。この際、外資系も含む情報伝送プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションが日本国内において過不足なく適正に実施されているということに関し、利用者を含む社会一般が確認し、情報伝送プラットフォームサービスに対する信頼性を向上させるという目的に照らして具体化をするということが適当である、としております。特に（ii）の具体化、すなわちコンテンツモデレーションの実施要否等の判断に関与する人員等の体制に関する情報を公表するといった方策の具体化にあたっては、日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の配置状況に関する情報、あるいは情報伝送プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの実施要否等の判断プロセスにAIを含む自動的手段が用いられる場合においては、当該手段の実効性に関する情報を公表するということも含めて検討することが適当である、としております。その際には、外資系も含む情報伝送プラットフォーム事業者から情報の提供を受けつつ、AIを含む自動的手段による判断プロセスや判断結果等の実態をより詳細に把握・分析することも必要である、としております。

また「(3) コンテンツモデレーションに関する対応の迅速化を通じた実施の促進」というものにつきましては、こちらも情報流通プラットフォーム対処法における迅速化規律等を参考にしつつ、19ページから20ページにかけての四角囲みの中の（i）から（iv）までの対応を中心に具体化を進めることが適当である、というようにしております。その際、これらの方策の具体化に当たっては、濫用的な申出・要請から生じる情報伝送プラットフォーム事業者の実務上の負担に配慮する観点から、対象とする偽・誤情報の特性・性質に応じ、いかなる主体からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションの実施を促進すべきかについて、次に掲げております①から③の方向を基本的な方向性としつつ、今後更なる検討が必要である、というようにしております。

例えばですけれども、行政法規に抵触する違法な偽・誤情報ということになりますと、違法性の判断能力の観点から、当該行政法規を所管する行政機関からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションについて、先ほど述べた（i）から（iv）までのような対応を中心に、具体的な行政法規を洗い出しつつ具体化を進めることが適当である、というふうにしております。ただし、この場合の対応については、前提として、行政機関による恣意的な申出・要請を防止し、透明性・アカウントビリティを確保するとともに、過度な申出・要請に対し発信者や情報伝送プラットフォーム事業者を救済するため、21ページの冒頭の四角囲みの中に入っておりますような方策をあわせて検討することが不可欠で

ある、というように書かせていただいております。

また権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報というものもございますけれども、これらについては違法性のない情報であることから、後ほど第3章で述べますけれども、影響評価・軽減措置の確実な実施を求める枠組みというものの活用も含め、情報伝送プラットフォーム事業者による取り組みを促す観点が必要である一方で、こうした取り組みの実効性を担保するというのも重要であるところ、以下(ア)・(イ)に述べておりますような方向性を基本としつつ、先ほど述べた(i)から(iv)までのような対策を含め、情報伝送プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの迅速化を通じた実施の促進のための方策のあり方について具体化を進めることが適当である、というようにしております。

(ア)というのは、情報の可視性への影響が大きい情報の削除、アカウント停止といったコンテンツモデレーションについてですけれども、こういったものについて(i)から(iv)までのような対策の実施を制度的に担保することについては、違法性のない情報に関する利用者の表現の自由を実質的に制約する恐れがあるため、偽・誤情報の特性・性質を考慮しつつ、引き続き慎重な検討が必要である、というようにしております。一方、情報伝送プラットフォーム事業者が自主的な判断により、こうした情報の流通・拡散を抑制するため利用規約等に基づいて情報の可視性への影響が大きいコンテンツモデレーションの措置を講ずることは妨げられるものではない。こうした取り組みを促す観点からは、後ほど第3章で述べます情報伝送プラットフォーム事業者による影響評価・軽減措置の確実な実施を求める枠組みを活用することが適当である、としております。

一方(イ)ですけれども、情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーションにつきましても、影響評価・軽減措置の確実な実施を求める枠組みの活用も含め、情報伝送プラットフォーム事業者による取り組みを促す観点が重要であるというところは変わらないところでございます。一方、こうした取り組みの実効性を担保することも重要であるところ、情報伝送プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの迅速化を通じた実施の促進のための方策のあり方について具体化を進めることが適当としております。なお、当該偽・誤情報の特性・性質に応じた適切な申出・要請主体の範囲や対象とするコンテンツモデレーションの範囲等の詳細については今後更なる検討が必要である、というようにしております。

また「(4) 情報の可視性に直接の影響がないものを中心としたコンテンツモデレーシ

「情報の確実な実施」という方策に関しましては、特に、権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションとということについて言いますと、やはり影響評価・軽減措置の確実な実施を求める枠組みの活用を含め、情報伝送プラットフォーム事業者による取り組みを促す観点が重要である、ということになるかと思います。一方でこうした取り組みの実効性を担保することも重要であるところ、情報の可視性に直接の影響がない方策を中心としたコンテンツモデレーションを確実に実施する方策については、利用者の表現の自由の保護とのバランスを踏まえつつ、発信者や情報伝送プラットフォーム事業者以外の特定の第三者からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションの実施も含め、具体化を進めることが適当である、というようにしております。

なお、本ワーキンググループにおける議論では、権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報の一部について、脆弱な個人に対するレコメンデーションあるいは広告ターゲティングの停止といったものの確実な実施を担保することが適当である、とする意見もあったところでございます。こうした方策の適否については、情報伝送プラットフォームサービスにおけるレコメンデーションや広告ターゲティングの実態を踏まえつつ、今後更なる検討が必要である、というようにまとめております。

続いて（５）の、情報の可視性への影響が大きいコンテンツモデレーション、情報の削除であるとかアカウント停止といったものの確実な実施について、これを制度的に担保することについては、利用者の表現の自由を実質的に制約する恐れがあるため、対象とする偽・誤情報の特性・性質を考慮しつつ、引き続き慎重な検討が必要である、としております。

また「（６）違法性を有する偽・誤情報の発信を繰り返す発信者等への対応」につきましては、前回「論点整理（案）」に対していただいた御指摘も踏まえまして、明白な権利侵害性その他の違法性を有する偽・誤情報を繰り返し発信するものなど、特に悪質な発信者に対する情報の削除やアカウント停止・削除を確実に実施する方策については、こうした対応の段階的な実施を担保することも含め、具体化を進めることが適当である、としております。

また最後、「（７）情報流通の態様に着目したコンテンツモデレーションの実施」ということで、例えば別の投稿を複製した投稿が高頻度で送信された場合等、送信された情報の内容そのものの真偽に着目するのではなく、情報流通の態様に着目したコンテンツモデ

ーションの実施のあり方についても、偽・誤情報の流通・拡散を抑止する観点も含め具体化を進めることが適当としております。

この章最後ですけれども、「4. 偽・誤情報の発信を抑止するためのその他の方策」ということについては、例えば24ページの真ん中の四角囲いの中に挙げておりますような方策が考えられるところ、いかなる方策が必要かつ適当か、またその方策をどのように実現するかについては、情報伝送プラットフォーム事業者による取り組み等の実態を踏まえつつ、その自主的な実施を促す方策も含め、今後更なる検討が必要である、としております。

続きまして第3章、25ページですけれども、「情報伝送PFサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方」、そのうち「1. 情報伝送PF事業者による社会的影響の予測・軽減措置の実施」ということで、情報伝送プラットフォーム事業者は、自らが設計するサービスアーキテクチャや利用規約等を含むビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置を検討・実施することが適当である。特に情報伝送プラットフォームサービスのレコメンデーションシステムや広告ターゲティング技術を通じ、個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目してコンテンツやデジタル広告の表示先・表示順位が決定されることにより、偽・誤情報等の流通・拡散等による社会的影響が深刻化するリスクが指摘されているところ、こうしたリスクを含め、情報伝送プラットフォームサービスのアーキテクチャに起因する社会的影響を軽減するための方策として、最低限必要な具体的措置の実施を直接的に促進等しつつ、それに加え、当該サービスアーキテクチャを自ら設計する情報伝送プラットフォーム事業者自身に影響予測と軽減措置の確実な実施を求める枠組みの具体化を進めることが適当である、としております。

その際、情報伝送プラットフォームサービスの利用者および情報伝送プラットフォーム事業者自身の表現の自由への過度の制約を回避しつつ、影響予測に用いられる指標の客観性の確保を通じて情報伝送プラットフォーム事業者による恣意的な影響予測を防ぎ、かつ情報伝送プラットフォーム事業者が実施する軽減措置の実効性を担保するため、26ページの枠内に囲まれているような方策を中心に具体化を進めることが適当である、としております。

このうち①の実施指針の策定・公表、③のマルチステークホルダーによる検証・評価といった場面における民産学官の役割分担の具体化に当たっては、政府による大枠の制度設

計のもと、少なくとも表現の自由との関わりがある部分は、民産学のステークホルダーが主として協議・決定を行い、機能不全が生じた場合に補完的に政府が関与する、という段階的・多層的な形を基本とすることが適当としております。また、この制度設計にあたっては、偽・誤情報等が流通・拡散することによる社会的影響、こちらは人の生命、身体または財産への影響、個人の自律的な意思決定を含む人格権やその他基本的人権への影響、健全な民主主義への影響、その他の社会的混乱等の実空間への影響といったものがあるかと思いますが、こういったものを予測し、本検討会で検討されている「情報流通の健全性」に関する基本理念に照らして必要かつ十分な軽減措置の実施を確保するという目的に沿ったものとするのが重要である、というように取りまとめております。

続いて27ページにありますように、③の検証・評価という部分の方策の具体化にあたっては、マルチステークホルダーの検証・評価能力を確保するため、情報伝送プラットフォーム事業者からマルチステークホルダーあるいはこれを構成する研究者・研究機関に対して関連する情報やデータが確実に提供されることを制度的に担保する仕組みを検討することが適当である。その際、当該情報やデータに含まれる個人情報や機密情報の適正な取り扱いも併せて担保されることが適当である、としております。

以上に加え、マルチステークホルダーが策定した実施指針や検証・評価の結果を情報伝送プラットフォームサービスに確実に反映するための方策についてもあわせて具体化を図ることが適当である、というようにしております。

それから27ページ、「2. 特に災害発生時等における対応」については、情報伝送プラットフォーム事業者において、偽・誤情報等の流通・拡散による社会的影響を抑止するとともに、公共的役割として人々にとって必要な正確な情報を迅速かつ適時・確実に伝送すべく、平時から計画を立て、災害発生時等には当該計画に従って即応することが適当である。特に、先ほど述べたような影響予測と軽減措置の確実な実施というものについて制度整備を含む具体化を進めるにあたっては、情報伝送プラットフォーム事業者が災害発生時等に備えて立案すべき計画の一部として、災害発生時等に自社のビジネスモデルがもたらす社会的影響を平時から予測し、例えばこちらの28ページの四角囲みに入っているような有効な軽減措置をあらかじめ講じておくということが適当である、としております。ただし、表現の自由に対する過度の制約を避ける観点から、この場合の「災害発生時等」に該当するための要件、あるいは始期・終期を誰がどのような手続きで決定するのかということについては明確に定められる必要があり、少なくとも始期・終期の要件、誰がどの

ような手続きで決定するのかといったことについては、マルチステークホルダーによる平時からの協議で決定することが適当である、としております。

続いて第4章、「マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方」であります。「1. 連携・協力の目的」ということで、先ほど第3章で述べた情報伝送プラットフォーム事業者による影響予測および軽減措置の実施に関する指針の作成といった、デジタル空間における情報流通に関わる特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定については、当該ステークホルダーが参加する場において透明性を伴う形で行われることによって、民主的な正統性を確保することが適当である。具体的には、政府による大枠な制度設計のもと、当該影響を受けるステークホルダーを含む民産学のステークホルダーが一次的に協議・決定を担い、機能不全が生じた場合に補完的に政府が関与する、という段階的・多層的な形を基本として、こちらの29ページの真ん中の四角囲みに囲まれた①から④のような目的で連携・協力することが適当である。また以上とあわせ、29ページから30ページに掲げております⑤から⑧のような目的での連携・協力も、民産学のマルチステークホルダー、場合によっては官を含むマルチステークホルダーの間で具体化することが適当である、としております。

こういったマルチステークホルダーによる協議・決定については、その実効性を担保するため、マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関する制度整備も含め、具体化を進めることが適当である。またその協議会には一定の役割・権限等を持たせる方向で具体化を進めることが適当である、としております。また協議・決定の過程で交換される個人情報や機密情報の適正な取り扱いを担保するために、協議会が構成員に対して情報提供を求めることができる旨を制度上担保したり、協議会の構成員等に制度上の守秘義務を課したりすることも含めて具体化を進めることが適当である、としております。

続いて第5章、31ページからですけれども、「広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方」につきましては、33ページの「1. 対応を検討すべきインターネット上に流通する『違法・不当な広告』の範囲」ということについては、少なくともこちらの四角に囲まれているような i および ii の各要素の有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められるものは、範囲に含まれるものと考えていることが適当である、というようにしております。

「2.」ですけれども、「デジタル広告の流通前の事前審査の在り方」ということで、こちらについては事前審査の実効性を向上させるための方策として、審査の実態も踏まえつ

つ、34ページの上の方の四角に囲まれているようなものを中心に具体化を進めることが適当である、としております。なお、広告の事前審査の実効性を向上させるための方策として、これら①から③までの方策以外に具体化すべき方策があるか否かについては、今後更なる検討が必要である。また、情報伝送プラットフォーム事業者等による広告審査や広告掲載停止措置、後ほど述べますけれども、そちらの取り組みの具体化に当たっては、情報伝送プラットフォームサービスや広告仲介プラットフォームサービス上での広告の適正な伝送を通じた情報流通の健全性確保という目的とは別の観点、BtoB取引の透明性・公正性向上という観点から取引の透明性確保を図っているデジタルプラットフォーム取引透明化法の運用状況にも留意が必要である、としております。

また35ページ、「3.」ですけれども、「違法・不当な広告に対する事後的な掲載停止措置の実効性確保に向けた方策」としては、インターネット上で事前審査をすり抜けて流通する違法・不当な広告についての可及的速やかな停止措置というものを実施することを促進等するための方策として、こちらの上の方に掲げている①から④のようなものを中心に具体化を進めることが適当としております。このうち①の「広告掲載停止措置に関する透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保」というものについては、真ん中付近にある(i)から(iv)までのような方策を中心に具体化を進めることが適当である、というようにしております。またこれら(i)から(iv)までの方策以外に、広告掲載停止措置に関する透明性の確保に向け、いかなる方策、例えば過去に掲載した広告に関しターゲティングの対象とされた集団の範囲等を含む情報をデータベース化し公開するなどといった方策が必要かつ適当かについては、その具体的な目的を整理しつつ、今後更なる検討が必要である、としております。

36ページ、「(3) 広告掲載停止措置に関する対応の迅速化を通じた実施の促進について」は、こちらの36ページの上の方に掲げておりますような(i)から(iv)までの方策を中心に具体化を進めることが適当である、としております。また、これらの方策の具体化に当たっては、濫用的な申出から生じる情報伝送プラットフォーム事業者等の実務上の負担に配慮する観点から、広告の特性・性質に応じ、いかなる主体からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置の実施を促進すべきかについて、今後更なる検討が必要である、としております。例えば違法・不当な広告が掲載されたWebページの管理者や、当該広告に隣接して掲載されたコンテンツの発信者、あるいはファクトチェック機関等からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置について具体化を進めることが適当であるが、

当該広告の特性・性質に応じた適切な申出・要請主体の範囲については今後さらに検討が必要である、というようにしております。

また（４）ですけれども「広告掲載停止措置の確実な実施について」は、少なくとも他人の権利を侵害する広告、あるいは行政法規に抵触する違法な広告の場合には、営利広告の特徴も踏まえまして、被侵害者または行政機関からの申出・要請を契機とした広告掲載停止措置について、その確実な実施を担保する方策を含め、具体化を進めることが適当である、というようにしております。

また（５）ですが、以上の他、出稿された広告の内容に着目するのではなく情報流通の態様に着目した広告掲載停止措置の実施のあり方についても、違法・不当な広告の流通・拡散を抑止する観点を含め、具体化を進めることが適当としております。

大きな項目としては最後ですけれども第６章、「質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方」につきましても、３９ページ、「１．質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告主（及び広告代理店）による取組の促進方策」として、マルチステークホルダーによる連携・協力のもと、広告主やその経営陣および広告代理店に求められる取り組みに関するガイドライン・ガイドブック等を策定・公表することが適当である。また、４０ページの上の方に掲げておりますようなものを中心に盛り込むべき取り組みについて具体化を進めることが適当である、としております。

また「２．質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告仲介PF事業者による取組の促進方策」としましては、広告仲介プラットフォーム事業者による質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた取り組みを促進するための方策について、メディア審査あるいは広告配信停止措置といったものの実態を踏まえつつ、４１ページの四角の中に掲げておりますようなものを中心に具体化を進めることが適当である、としております。

最後、「その他全体に共通する事項」として４２ページ、第７章に挙げておりますけれども、例えば「１．執行手段・プロセス」については、その選択および具体的な設計を含め、比例性あるいは外資系を含む事業者への抑止効果、自主的改善に向けたインセンティブ効果等を勘案しつつ検討を進めることが適当である。

「２．対象事業者の範囲」については、特に広告仲介プラットフォーム事業者につきましても一定の要件を満たす大規模なものにまずは方策の実施を求めることが適当である、としておりますけれども、この場合における「一定の要件」を画する指標としていかなるものが適当かについては、広告仲介プラットフォームサービスの実態を踏まえつつ、今後

更なる検討が必要である、としております。

最後「3. 生成AIを用いて生成される情報への対応」につきましては、生成AIを用いて生成される偽・誤情報への対応に関する制度面からのアプローチというものについて、今後、技術の進展やサービスの普及の状況等を踏まえつつ、必要な対応の検討を進めることが適当である、というようにしております。

説明は以上となりますけれども、事前にこちらの「中間とりまとめ（案）」に関して、本日ご欠席の生員構成員からコメントをいただいておりますので、こちらで代読させていただきます。読み上げます。

「本日は欠席となり申し訳ありませんが、想定リスクを具体的に記述頂いた第3章の影響評価・軽減枠組をはじめ、大変重要な取りまとめだと考えます。一点のみ、第2章にある『権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報』への対応については、EUデジタルサービス法においても16条の通知・行動条項や22条のトラステッドフラグガー制度があくまで違法情報を対象としていること、また、対象情報や、申出・要請を行う第三者の範囲確定のあり方という観点からも、『情報の可視性に直接の影響がない方策』であったとしても、直接の迅速化規律の対象ではなく、第3章の影響評価・軽減の枠組において取り扱うことが望ましいのではないかと考えます。当該対応を、影響評価・軽減措置の具体的な例として記載することも考えられます。」

以上になります。駆け足でございましたが、事務局からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは議論に入っていきたいと思いますが、前回論点整理案についてご議論いただき様々ご意見をいただいたところ、今ご説明いただきました中間取りまとめ案は論点整理案をベースとしつつ前回いただいたご意見を基本的には反映していると感じておりますが、念のためご覧いただいた上で章ごとに意見交換の時間を設けますので、前回までのご議論を反映したものとして漏れがないかという観点からご確認をいただき、もし何かご質問や追加のご意見がございましたらチャットで発言希望の旨をご連絡ください。

まずは第2章、情報転送プラットフォーム事業者による偽・誤情報への対応のあり方について大体10分強ぐらい時間をとりたいと思います。45分ぐらいまでですけれどもよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

水谷さん、お願いいたします。

【水谷構成員】 お取りまとめいただき、ありがとうございます。意見の反映という

点については、しっかり反映していただいていると思います。ありがとうございました。

その上で先ほど生貝先生からのコメントでもありました21ページ目の権利侵害性その他の違法性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報というところの9行目以下のところですが、この部分については私の理解ですけれども現行法上は違法ではないというのがまず前提で利用者の表現の自由に特に配慮する必要があるというように思います。そのように考えますと、主としてまずはシステムリスクで対応し、後々にそれでは不十分だということが明らかになれば、補完的な部分として、ここで挙げられている迅速化などの仕組みで補っていくというのが私の認識でした。こうしたまとめ方をさせていただいてその部分の主従関係は、ある程度ははっきりしているのではないかとも思うのですが、15行目のこうした取り組みの実効性を担保することも重要であるところという部分で前者と後者が繋がっており、この部分の書き方の問題とも思うのですが、システムリスクの部分と後者の迅速化の部分の繋がりが不明瞭であるように感じております。ですので、よりその両者の関係をはっきりしていくということを踏まえて、例えばですけれども15行目の部分を、こうした取り組みを補完するものといった形にさせていただいて、その後の17行目の部分について迅速化を通じた実施の促進のための方策のあり方について利用者の表現の自由に配慮し慎重に具体化を進めることが適当というような形で修正をしていただくと、両者の関係がよりはっきりするのではないかなというように思いました。同様に22ページの(イ)情報の可視性に直接影響がないコンテンツモデレーション等のところにも同じような記述がありますので、ここも対応して同様の修正をしていただくと良いのではないかと思います。

2点目は修正とかではなくて、15ページの偽・誤情報の範囲の中で一定の類型の情報についてはそこから含まれないものとするというところで、論点案に比べるとより風刺とメディアの誤報の部分の関係性がはっきりしたかなというように思いました。客観的な有害性や社会的影響の重大性が小さいという点で言えばパロディーとか風刺がそれに当たるのでしょうし、それとは別の観点で報道の自由に基づいて報道機関が自らの職責として自律的に誤報の訂正だとか、あるいは誤報が出ないように事前チェックするとか、そういう取り組みをしていくという自律性を尊重するという観点から誤報を一定の類型の情報として検討するというような関係になるのだと思います。この修正でこちらは賛成ですという話です。私からは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ご説明ありがとうございました。本当に精緻な内容をまとめいただいたと思っ​ていま​して改​めて御礼を申し上げたいと思​います。私が欠席をしたりしてこれまでご意見を申しあげられてなかつたという面はあるのですけれども、対応を検討すべき定義範囲のところ14ページ以降ですが、最初のオリジナルなものはもう少しシンプルだったような気がしています。この四角囲みのところ見ていただきますと、その検証可能な誤りが含まれていることと以前はその生命、身体、財産に明白な影響があつてかつ重大な社会的影響があるみたいなことだつたと思うのですが、今はアップデートの結果として①②の要件をいずれも満たすというようになっていて、①が検証可能な誤りが含まれている、②が各要素の有無軽重に照らし具体的な方策との関係で比例性が認められることとなつてい​るので​す​け​れ​ど​も、まず対象となる偽・誤情報の定義範囲を方策との関係で比例性が認められることにしてい​か​と​い​う​の​が​は​引​か​か​か​る​と​言​え​ば​引​か​か​る​話​な​の​で​は​な​い​か​と​思​い​ま​す。つまり方策が決まらなければ、対象範囲も決まらないということですので、方策というのは当然のことながらあらかじめ限定されているわけではないので完全にムービングターゲットになっていて、縛りがなくなっていますけれどもそれでもいいですかということはあるかなというように思っています。ですので、②のままにするのか、つまり方策との関係で比例性が認められるようにするのか、それとも①②にして②の中は、柱書きを取つてその人の生命、身体、財産に重大かつ明白か、その社会的混乱かということにするのかというのは、私は後者についてももう一度その方策との比例性を定義に入れな​い​方​向​と​い​う​の​は​あ​る​の​か​な​と​い​う​よ​う​に​は​思​つ​て​お​り​ま​す。

それからそれとの関係なのですけれども、もう一つはこの重大な社会的混乱のところ​で​し​て、重大な社会的混乱については15ページの10行目にありまして、その脚注31に例があるのですけれども、具体的な内容が例えば存在しない災害が存在するかに見せかけた偽画像とか政府機関の建物が外部からの攻撃にあつたかのように見せかけた偽画像とか公共インフラが有害とか、災害発生時に外国人が犯罪を犯しているということなのですけれども、これらはいずれも真実ではなくても割と最初の二つはフィクションであつたりするものの代表的なモチーフだったりしますが、パロディーとかだから後から外すつていうこと​で​い​い​の​か。私が何が申し上げたいかといいますと、重大な社会的混乱を招くような情報というのはあまり中身を特定しにくいのではないか、人によって判断がわかれたりとかファンタジーというか、そういうものとの線引きが難しいものにならないかということは気にしています。申し上げたいことは2点で方策との関係で比例性が認められるという定義

の限定の仕方でもいいかということと、もう一つは重大な社会的混乱という基準が曖昧ではないかということです。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたと思います。後でこのあたり議論ができればと思います。

曾我部さん、お願いいたします。

【曾我部構成員】 どうもありがとうございます。曾我部です。私からさしあたり1点ですが、20ページの9行目から始まる段落のところで、10行目からその次の行にかけての自己の権利を侵害されたとするもの、被侵害者からの申出要請を契機としたコンテンツモデレーションについて対応するというような仕組みが提案されているのですけれども、被侵害者からだけではなくて、例えばその法務省の人権擁護機関でありますとか、あるいはその自治体のヘイトスピーチ審査会であるとか、そういったものがあって、そういうところが一定権利侵害性について判断をして申し出るということがあるわけです。これについて現状その特段の判断に一定の信頼を置いて対処をするというような対応が取られていないわけですが、何らかの位置づけをそういったものに与えるということをご検討いただきたいなと思っております。これは既にいろいろところで提案はあるところかもしれませんが、やはり引き続き課題となっておりますので、今この中間取りまとめに直ちに反映していただきたいということは若干難しいのかもしれませんが、引き続き検討課題として十分ご検討いただきたいかなと思います。とりわけ今回は面積の枠組みを導入しようとしているところで、まさにプロ責法の信頼性確認団体的なスキームも馴染む部分があるかなと思ひまして、そういう角度からそういったものを検討していただくとありがたいかなとは思ひます。以上となります。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは石井さん、お願いいたします。

【石井構成員】 ありがとうございます。親切におまとめいただき感謝申し上げます。森先生からご指摘のあった1点目についてのコメントについては、森先生のご指摘の通りかと思ひます。14ページ目の枠の中で、偽・誤情報の定義範囲に含まれるという。枠の中の要件というのはあくまで定義のこと、どういう情報が偽・誤情報であるのかということ定義づける趣旨で書いていただいている箇所になりますので、方策との関係で比例性が認められるという要件を入れてしまうと、偽・誤情報の定義範囲がいつまでも決まらないということになるのではないかと思ひます。加えて17ページ目のところにも太字で下線が引いてある、対象とする偽・誤情報の定義範囲に照らし、比例的な対応を検討する、

これはコンテンツモデレーションの類型のところで出てきている文章だと思います。情報の範囲がどこまでかと、どういう対応が必要かは分けて書く必要があるのではないかと思いますので、14ページの枠の中の具体的な方策との関係で比例性を認めるという要件は外した方がよさそうだなということは、森先生のコメントを伺っていて感じた次第でした。以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。最後のところもう一度お願いできますでしょうか。

【石井構成員】 14ページの枠のところで、具体的な方策との関係で比例性が認められるという部分を外した方がいいのではないかと森先生のご指摘だったかと理解しているのですが、そのご意見に賛成ですという趣旨です。どこまでの情報が入るのかというフェーズと、どういう対策が必要かというフェーズを分けて考える必要があるだろうと。比例的な対応のところは対策のところに出てくるファクターかなというように思ったということになります。

【山本主査】 ありがとうございます。理解できました。山本健人さん、お願いします。

【山本（健）構成員】 私からは細かい点ですが、15ページの脚注30についての確認です。ここは権利侵害やその他の違法性がない有害情報の例示になっていると思うのですが、その中で投資詐欺を目的としたなりすまし型のいわゆる偽広告が挙げられております。これはどちらかという権利侵害あるいは違法であるものが多いのではないかと考えております。ここに例示として挙げておくことが適当なのかという点を確認させていただければと思います。私からはこれは以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。私がついていけてなくて申し訳ございません。何行目の文言になっていますか。

【山本（健）構成員】 15ページの脚注30のところの例示として挙がっている投資詐欺を目的としたなりすまし型の偽広告です。

【山本主査】 承知いたしました。ありがとうございます。これで全員一通りでしょうか。ありがとうございます。いくつか重要なご指摘をいただいたと思います。

私の認識を少しお話させていただくと、まず生貝さんと水谷さんからご指摘があったところですが、ここはやはり非常に重要なところで③のカテゴリーというのは権利侵害情報でも法令違反情報でもないということになるので、客観的に違法ではないけれども有害な情報だということになるのだろうというように思います。そうしたときに水谷さん

からもあったように、ここはやはり表現の自由の観点から慎重に議論していく必要があるところかなというように感じます。そういう意味ではプラットフォーム事業者の自立性、自主性というものに基本的に期待しつつ、システムリスクの評価軽減という形で行っていただくというところが基本線かなというようには思っています。生貝さん、水谷さんからあったような位置づけが基本的な方向性としては重要なのではないかと思います。その上で、ただ迅速化のところについて全く検討しないとかあるいは検討することが考えられないわけではない。検討することは考えられるとしても、やはり今お話をしたような客観的に違法ではないものの迅速化で過剰規制やプラットフォーム側の自由の制約という側面があるわけですので、その必要性はもとより、特定の第三者とは誰なのか、そこで対象とする偽・誤情報の範囲というものをどうするのかといったようなことになるとう表現の自由やプラットフォームの自主性との関係で一定の慎重な検討、先ほど水谷先生がおっしゃったような形での検討ということが重要になってくるのかなというように感じます。構成員の皆様から特にご異論がなければ、一つは迅速化のところはシステムリスクでの対応の補完的な位置づけということです。この位置づけを行った上で、迅速化については表現の自由ですとかプラットフォームの自立性ということについての配慮というものをしながらというような一定の限定を付けるというような形でまとめるということがありうるかというように思っております。この点まずご意見をいただければと思います。繰り返しくになりますけれども、特定の第三者の要請等に基づく迅速化ということは考えられないではない、今後検討をすることは考えられるとしても、今の位置づけで行うということがまず一つポイント、議論・論点になるかなと思いました。

それからもう一つは今の定義のところ、私の理解では、まずそのどういうものを偽・誤情報というように考えるのかというレベルの定義と、その対応を検討すべき偽・誤情報の定義としてまず二つあるだろうと。対応を検討すべき偽・誤情報の中にも例えば法的に迅速化が求められる偽・誤情報と、プラットフォーム側が利用規約等で定義をしていき自主的に対応していくような偽・誤情報というのがある。両方ともある意味対応すべき偽・誤情報なわけですが、ここで大きく両者を含めてひっくるめた形で対応すべき偽・誤情報というように定義しているというところで、ややそのスライド方式と申しますか、先ほどの森先生の言葉を借りると、ムービングターゲットになっているのかなと思います。そういう意味ではもう少しわかりやすく明確に、やはりこれ全てここで掲げていることが法的な対応を義務付けられる偽・誤情報というように誤解をされると非常に曖昧な

形で対応すべきものが広がってしまい、過剰な表現規制に繋がりをうのかなというように思いますので、このあたりもう少し明確化が必要になってくるかなと感じました。どういうレベルで対応が必要なのかということをもう少しわかりやすく表現していくということが一つ考えられると思います。大きな方向性としてはそのような認識を持ちましたが、更にご意見があればいただければと思います。大きくこの2点が重要なポイントかなというように感じた次第です。

それからすいません。落合さん、お願いいたします。もしかすると、接続の状況が悪いのかもしれないので、先に先ほどの二点、一点目の整理はそういった形でいいかということ、それから定義のところはもう少し明確化していくということですが、大きな方向性ですが、これについてより具体的にこうした方がいいというようなご意見があればぜひと思います。いかがでしょうか。

特に一点目については、そのような整理で少し事務局とも調整をしながら表現ぶりを考えていこうと思いますがよろしいでしょうか。それから二点目ですけれども、今のように定義が曖昧で過剰規制に繋がるということは我々のWGとしては何としても避けなければいけないと思いますので、より明確な定義あるいは対応すべきというところのレベル、これがきちんと理解できるような形で、つまり法的に何か義務付けるそういう対応なのか、プラットフォーム側が自主的に対応してもらおうというのか、自主的に考えていただく部分なのかということをしっかり分けて考えていくという方向ですが、そういった形でよろしいでしょうか。森さんよろしいですか。特に二点目の石井さんもですけれども、何かより良いアイデアがあればと思います。

【森構成員】 特にありません。創作との関係で比例的というのではなくて、まずはどちらかに決めざるを得ないと思いますし、やはり定義を決めた方が我々は当然今後憲法訴訟とかもありうるわけですし、まずはこの制度は多少狭くなったとしても、その対応すべきところが対応するというところで定義を決めて進むべきではないかと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。石井さんいかがでしょうか。表現ぶりについてはまた改めてご相談をさせていただく必要があると思いますが、大きな方向性としては石井さんそのような形でよろしいですかね。

【石井構成員】 全く異存ありません。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、また最後にお時間取れると思います。それから私一点、第2章の13ページのしかしながらのところの段落の8行目に当たると

ころですけれども、ここで情報伝送プラットフォーム事業者による自主的な取り組みも期待できない状況であり、新たな具体的な対応が必要であるというところですが、自主的な取り組みを期待できないという言い方はやや強過ぎるのではないかと感じています。今後もプラットフォーム事業者には自主的な取り組みに期待するところ、あるいはご協力いただくということは、なお存在しているというように思いますので、ここで期待できないと言っているのは完全に委ねてしまうと申しますか、いわゆるレッセフェールの自由放任的なやり方については限界があるということだと思いますので、例えばここでは、自主的な取り組みのみとか、そのような表現、自主的な取り組みのみには期待できない状況であり、という形で少し表現を弱める必要があるのかなというように感じています。曾我部さんからも貴重な定義のところ、私もまさに今チャットで書いていただいたような理解ですので、この辺りは少しそのように明確になるような定義を少し修正したいと思っています。ありがとうございます。

それでは落合さん、お願いいたします。

【落合構成員】 ありがとうございます。まず、今おっしゃっていただいた点からです。定義自体は、まずいろいろな対策の外枠を考えるものでもあると思っています。実際にこの後出てくるコンテンツモデレーションや各種の施策というの、一律的にこの定義に当たっていればこうしてください、という対応をそもそも一律に要求するような類の提言ではないと思っています。つまり、そもそも対策の手段の選択において、どの範囲の情報にどういう程度の対策を行うか自体、一定の裁量を残しているところがあると思います。実際には、比例性は定義の部分で必ずしも書かなくても、実際の対応の部分でそこは考慮して実際にリスク評価に応じたコンテンツモデレーションであったり、そういった措置を評価していくということで実質的に不当な状況にはならないのではないかと思います。私の方ではそういう観点で、最初に森先生がおっしゃられたような、比例性を必ずしも定義に最初から入れておく必要はないのではないかと、思っていました。

二つ目としまして、今の比例性の点と関わる点がございしますが、全体として求めている措置は必ずしも一律のものではありません。情報伝送プラットフォームのように規制上は一括りになることがあるとは思いますが、実際の情報伝達している内容であったり、その影響の生じ方もそれぞれ区々に異なる部分があるとは思いますが、そういったそれぞれの創意工夫を最大限発揮していただくための規制である、ということをご明確に書いていただくと先ほどの定義の点ともあわせて、良いように思っていました。

また付け加えになりますが、第3点としましては比例性だけでなく、継続的に向上していただくことが非常に大事かと思えます。ある時点でこういうことをしたからそれで終わりというのではなく、実施する政策が継続的に改善され、全体としてリスク低減が図られることが期待される、という形にしていただければと思っております。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。いずれにせよ、先ほどこの定義の部分は過剰な表現規制に繋がるということをとにかく避けなければいけないということですので、明確化していくという方法を取りたいということ、それから曾我部さんがチャットでお話があった、そして今落合さんも同じ私の理解では趣旨のご発言いただいたと思えますけれども、曾我部さんのチャットでお書きになったことを読み上げますと、偽情報の定義はそれに基づいて規制をするためのものではなくむしろ自主的な対応を含めて何らかの対応が必要な情報について指針的に示すものだというように理解をすればという、この部分はこれで良いのではないかということで、基本的に私もそのような理解です。しかし、これが全てその法的なまさに対応を義務付けられるもの、つまり規制するためのものというように誤解されてしまうと過剰な規制に繋がりますので、そのあたりを明確にしていく必要があるというように思っております。検討の上、ご趣旨に合うような形で修正をさせていただきます。

続きまして第3章にいきたいと思えます。情報伝送プラットフォームサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策のあり方についてというところですが、ご意見をいただければと思えます。よろしく願いいたします。

森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。こちらに対して先ほどの定義の話と関連するのですが、こういうことも取り込むために定義が広がってしまっている側面というのはあるのかもしれないのですが、2行目からの偽・誤情報その他真偽が不確かな情報や事実である人を害する悪意を持って発信された情報、以下総称して偽・誤情報と言うというように改めてその定義をし直していただいている。そういう表現内容の問題からアプローチすべき問題なのか、それとも一定の脆弱性をプロファイリングによって洗い出し、特定してその人たちに対してメッセージを出すという出し方の話なのかということは、私は考えるべきではないかと思っております。そもそもどのようなメッセージを出すかということとは別に、刺さりやすい人を選び出す行為のうち一定のものというのは許容されない。逆に裏から言うと内容的に明らかに表現の自由の内側にあるようなものであっても、それを

脆弱性のある人に対して送ることによって不当な影響を与えるということは十分可能だと思います。若年層を狙って、それは推定的に若年だってことはわかるわけですが、政治的なメッセージがわかりやすいものを継続的に送りつけることとかです。そういうことの方が問題は多いので、従って偽・誤情報の範囲を広めて、ターゲティングで送る場合には、対応が必要だというアプローチもあるのかもしれませんが、偽・誤情報の内容とは関係なしに一定のターゲティングを行ってメッセージを送ること自体に問題があるのだというような考え方をして、表現の中で切り離すというアプローチの方が私はいいのではないかと思っています。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。今の森さんの以前からご指摘をいただいている部分は、この取りまとめ案でも反映していると思います。私が今見失っているのですが、今の森さんのご指摘のところは、25ページですか。

【上原補佐】 おそらく主査がご指摘されているところは25ページの一番下の段落を指しているのかと今理解しておりました。

【山本主査】 ありがとうございます。そういう意味では、その内容ということだけではなく送り方プロファイリングして脆弱性につけ込んだ形で送っていくということについても、リスク評価の対象とするということがここでは論点としては含まれているというように理解しているのですが、森さん、そういう意味では書きぶりというかここが26ページの31行目以下です。32行目の特に個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目してコンテンツやデジタル広告の表示先、表示順位が決定されることにより、偽・誤情報等の流通・拡散等によるということですのでけれども。

【森構成員】 ありがとうございます。そこは確かに拝見はしたところであるのですが、偽・誤情報等の定義がやはりこの同じ25ページの冒頭にありまして、ここでその偽・誤情報等とはこういうものというようになっていますので、私の趣旨としましては、その情報の中身に関わらず、脆弱性のある人を特定して送りつける行為がよくないのではないか、偽・誤情報等でなくてもという考え方です。そこは私も自信を持って絶対そうしろというわけではないのですが、その考え方としては少し違うといえますか、情報の中身には無関係にプロファイリング自体を一定の場合に止めてもらうとか、その影響を評価してもらうというか、そういう趣旨でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。私の理解では影響評価の中で今のようなケンブリッジアナリティカ事件といったことが背景にあるようなご発言かなというように理解し

ているのですけれども、そのあたりは非常に重要な影響評価の対象になってくるところかなと思っていますので、そこが明確に理解できるような調整ができれば少し検討してみたいと思います。ただ内容から全く完全に離れるかというところと少なくとも我々のWGの文脈においてはやはり何かしらポリティカルな意味を持ったものですか、何かしら人をミスリードするようなもの、特にそれに対して脆弱な人に送ることのリスクがとりわけ読み込まれるところなのかなと、我々のWGとしてはですけれども、そういうところですので若干この内容にも関わっているところかなと思っていますので、そこは少し検討させていただければ。趣旨は十分理解できました。

【森構成員】 わかりました。ありがとうございます。

【山本主査】 それではその他いかがでしょうか。そうしましたらこの第3章につきましては前回もご議論いただいたところだと思いますので、森さんのご指摘につきましては少し宿題にさせていただき、先に第4章に入りたいと思います。

マルチステークホルダーによる連携協力の枠組み整備のあり方ですけれども、ここについてはいかがでしょうか。第4章の部分いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。また何かあれば、後ほどご発言いただければと思います。

それでは先にいきまして第5章です。お願いいたします。

曾我部さんお願いいたします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。37ページの6行目以下の以上の他という段落のところで、どういうところからの申出要請を契機とした広告掲載停止措置が認められるのかということについて、ファクトチェック機関等というのがあるのですけれども、広告の文脈でファクトチェック機関が表に出るということに若干の違和感があって、広告に関しては例えばですけれども各種のその行政機関もありますし広告の自主規制機関もあるわけですね。ですので、むしろ広告の違法不当あるいは苦情のあったものについて削除、掲載訂正措置等の申出要請があるとすれば、そういった広告関係の組織団体なのではないかと思われま。全体として偽情報の問題を検討するWG、検討会ですのでファクトチェック機関が前面に出ているのかもしれませんが、しかし広告の問題ということで言うと、先ほど申し上げたようなことがあるのかなと思います。もちろんこの「等」に入っているというご説明になるのかもしれませんが、それならそれでそこを確認できればと思います。また、全体として広告に関してはやはり広告の法規ですとかあるいはその自主規制のスキームがかなり高度に発達しているところですので、オンラインの広告掲載に関しても、

それとの接続とか整合性といったところを全体として、意識することが大事なのではないかというように思います。私もその点について十分勉強が及んでいませんので、具体的にどうということは申し上げにくいのですが、今後の検討を進める際にはそういったところにご留意いただくのがよろしいのではないかと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。最後のあたりはご意見として承りたいなと思います。確かに広告周りのところは自主規制のスキームというのが、曾我部さんの言葉を借りれば高度に発達してきているということですので、既に存在しているものとどういうようにうまく接続していけるのかということは非常に重要なポイントかなというように思いますので、どこか表現でそれを示せればご調整いただくとして、もしそれが難しければ、今後の検討の中でしっかりその接続について考えていくというところかなというように感じました。それから一つ目のところの7行目のファクトチェック機関等のところは確かにこの段落全体が今後更なる検討が必要であるという部分ですので、我々としてまだ議論が十分に成熟していないと申しますか、今後まさに更なる検討が具体的には必要であるというところですので、そういう意味では今ここでファクトチェック機関という名前を具体的に挙げるということではなくて、むしろ先ほどの既に存在しているようなスキームということを考えれば、広告については、広告に関する自主規制機関ですとかそういったものをここでは挙げておくということが考えられるかと思います。この辺りも検討調整させていただければというように思います。

石井さん、いかがでしょうか。

【石井構成員】 戻ってしまって恐縮ですが、27ページ目のところで、産官学のマルチステークホルダーが影響予測の結果に基づき講じられた措置の内容を検証評価するという方策のところのコメントになります。確実に情報やデータが提供されることを制度的に担保する仕組みを検討することが適切ということはおっしゃる通りで私も賛同するところです。そこから先は当該情報やデータに含まれる個人情報や機密情報の適正な取り扱いも併せて担保されることが適切であると書いてあり、これもその通りですが、例えばその情報を受け取る側、マルチステークホルダーやそれを構成する研究者、研究機関の情報管理体制も様々あるでしょうし、何かしら問題があったときの責任の問題、この辺りはいろいろと情報の取り扱いから見えてくる課題が出てきそうな印象はあります。今後の検討が必要だということで止めておくのか、もう少し何か書き足すのか、この辺りは少し気になったということです。情報管理体制、適正な取り扱いが確保することが適切であるというの

はその通りですが、実際どうするかとなると課題が出てきそうな気がしました。WGとして書いておくのはここまでということであればそれでもいいかなと思いつつ、少し盲点が多そうな気がしたということを含めてですが、コメントをさせていただきました。以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。石井さんの専門領域からの貴重なご指摘かなと思っております。ただ、この具体的な制度担保のあり方についてはまだ議論できてないというように思いますので、WGの取りまとめ案としてはこの程度の書き方にさせていただいて、例えば注を入れて少しこういう方向での議論が今後必要だとか、その辺、注で今後必ず論点として取り出さなければいけないものを挙げておくということは考えられるかと思えます。この辺りは事務局ともご相談しながら、場合によっては石井さんにもご相談をさせていただきます。本文はこのままにしつつ注で少し今後の方向性について一定程度示すということがあるかなというように感じました。ありがとうございます。

【石井構成員】 ありがとうございます。情報管理体制の確認ですとか責任の問題です。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。今のところ事務局の方でも少しメモをしていただければと思います。その他いかがでしょうか。それではまた戻るといたしまして、その次です。第5章ですけれども、広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保のあり方についてのところですが、ご発言があればチャットにてお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは先に進ませていただいて第6章、質の高いメディアへの広告配信に資する取り組みを通じた情報流通の健全性確保のあり方につきまして、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ただ一点改めて読み直して気づいたところがあり、このページの11行目のあたりで、意識の高い一部の広告主を除き、広告主において問題に気づいていないというところですが、未だ問題に気づいていないというような少し表現を柔らかくするような言葉を入れるということもあるのかなと感じたことと、今後要するに気づいていただける可能性も非常にあると思えますので、今のところという感じを出すということと、13行目のところで指摘が存在するというように書いてあるところに引用がないので、指摘が存在するというところは、おそらくこれまでの親会、健全性の会議ですとかあるいはそれ以前のプラ研あるいはこのWGでこういったヒアリングの中で指摘が出てきたところもあるかなというように思いますので、指摘が存在するところはやはりエビデンスをとるということ

が重要かなと感じました。ご検討いただければと思います。他のところはいかがでしょうか。

水谷さん、お願いします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私も今、気づいたのですが、山本先生のご指摘を聞いていて、その前の段落8行目、39ページの質の高いコンテンツ等を発信するメディアの広告収入に影響が及んでいるとの指摘があるというように書いてあるのですが、ここも確かにエビデンスというか脚注がないので、山本先生のご指摘と同じように親会とかのヒアリングの資料とか、あるいは公正取引委員会が出されたデジタル広告に関する報告書があったと思いますが、そうした資料の中で指摘があれば引用していただいた方がよいだらうと思いました。ありがとうございます。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。説得力のある取りまとめということであれば、その事実ないしエビデンスをしっかりと示していくということもあろうかと思っています。我々がスルーしてしまっている部分もその他あるかもしれませんので、改めてこの指摘があるとか指摘が存在するというような表現をとった場合にはエビデンスがあるかどうか、あるから書いていただいていると思いますので、注が振られているかどうかについては、また検討いただければと思います。他の方いかがでしょうか。

曾我部さんお願いいたします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。細かいことですが、39ページの20行の行政機関とか自治体のことが研究されているのですけれども、この段落が若干浮いているような気がします。つまり24行目のこのような観点からという段落があって、その後具体的な方策がこの24行目の段落の観点にしたがって39ページ40ページ41ページあたりで展開されているということなのではございますけれども、この39ページの24行目の段落は、59行目までのところを受けているように思われて20行目から23行目のところはあまり受けられてなくてここだけ浮いている感じがしますので、それをもし可能であれば何とか修文いただけるといいのかなと思います。ただここに書いてあること自体は重要なので少し場所を移すとか何らかの工夫をしていただくとよろしいのではないかと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。今、思いつきですが、このような観点から一つ前に出してというか、段落としては20行目にこれを持って行って、その後に尚としてこの行政機関や町、自治体側の文章を最後に入れるということも考えられるかなとい

う。

【曾我部構成員】 そうですね。最小限ということもあるかもしれないです。

【山本主査】 わかりました。この辺りを改めて考えてみたいと思います。ご指摘ありがとうございます。他の方がいいでしょうか。

それでは最後のところ、第7章、その他全体に共通する事項ですけれども、いかがでしょうか。石井さん、よろしくお願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。細かい点ですが、最後のところの生成AIの項目についてです。生成AIは随分注目を集めている論点ですが、最後のところ、今後制度面でのアプローチについて必要な対応の検討を進めるというように書いてあるところで、国際的な議論動向を踏まえることが必須になってくるように思います。それを入れていただく方がより明確化するのかなと思いました。制度面のアプローチを検討するときには必須になってくるという趣旨になります。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。今の点は注などで示すということですか。

【石井構成員】 43ページの最後の文章の太字のところ、今後制度面のアプローチについて検討を進めると書いてあるところで、今後の後ろに「国際的な議論動向や」といったような言葉を入れていただく方が明確になるかと思います。

【山本主査】 わかりました。そこはおっしゃる通りかと思いますので、特に今、構成員の皆様からのご異論がなければ、少しそのように修正したいと思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

落合さんから前回、この第7章の執行手段プロセスのあたりご意見いろいろいただいたかと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは一通りご確認をいただいたと思います。大きなところは先ほどの定義のところと、取りまとめ案で申しますと21ページの辺りになりますでしょうか。いわゆる権利侵害でも、法令違反情報でもない有害情報のところの基本的な方向性です。この辺りのところかなというように感じておりますけれども、この2点についてさらに何かございますでしょうか。基本的にはこの21ページの辺りのところは私が皆様のご意見を伺って、少し整理させていただいたような方向で調整をさせていただこうというように感じております。それから定義のところは本当に重要なところかなと思いますので、曾我部さん、もし先ほどチャットで入れていただいたこの辺りについて、少し補足していただいたりなど、いかがでしょうか。

【曾我部構成員】 14ページの定義というか何というのかというところですけども、要するにこのWGの検討のある種の射程範囲を示すようなイメージかなと私は思っております。これに直接基づいて何らかの規律をしていくという話ではないのかなと思っております。そういう意味ではある意味ある程度ぼやっとしているのは仕方がないけれども、しかしどういふものを念頭に検討をしていくのかということを示す意味としてはこのぐらいでいいのかなと思います。比例性に関して議論がありましたけれども、これは厳密に定義を示したものだと考えれば要らないというご意見もあるかなと思うのですけれども、全体としてのこのWGの検討の基本的なスタンスを示すという意味においてはここに入れ込んでおくということも意味があるのではないかなというところで、ここは要するに定義を述べものではないということを確認にすることかなと思います。そういう意味で言うと、この定義範囲という書きぶり、定義というのは止めて、範囲とかもう少しふわっとしたものだということを確認にすることによって一定程度ご懸念に応えることもできるのかなとは思いました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。ここ書かれていることの趣旨はまさに曾我部さんがおっしゃっていただいたことだと思うのですが、確かに政府が直接何か対応を義務付けるものについて不透明性、不明確性が含まれるということはあるとはいけないことですので、そういう誤解がないようにしなければならぬと思います。ミニマムな修正としては、今、曾我部さんがおっしゃったように、ここで議論していることを明確にするということ、それに加えて政府が直接その対応を義務付けるものについてはしっかりとした定義が必要であるというようなことです。そのあたりを少し書く、それから定義という言葉でここを外す、射程とかそういうような言葉にするとか、今お話をしたようなとにかく表現の過剰規制に繋がらないような、ミスリードがないような書き方かなと思います。

山本健人さん、お願いします。

【山本（健）構成員】 ありがとうございます。私も同じところです。基本的には山本主査、曾我部先生のおっしゃるような理解をしていますが、ミスリードを無くすという観点からのコメントです。第1章の脚注4のところ、中間とりまとめにおける全体としての偽・誤情報の定義にみえる説明が入っていて、いま問題になっている14ページの方では対策を要求するための偽・誤情報の範囲とは何かということになっています。2段階の範囲の説明が入ってくるという形になっていますので、この関係性はもう少し明確にしておいた方がよいと思います。また、2段階目は定義というよりは範囲という言い方をして

おいた方が無難なのかなという印象を持ちました。以上です。

【山本主査】 貴重なご指摘をいただきありがとうございます。石井さんから今チャットで（ア）の中にも少し揺れがあるというところですので。ここはやはり揺れがあることによって表現の自由の過剰な規制が生まれてくるということにしっかり対応しなければいけないと申しますか、注意しなければいけない部分ですので、改めてその揺れの部分も確認していただきたいというように思います。私も確認したいと思います。そうしましたら基本的にはそのような方向で調整ないし修正を考えていきたいというように思います。その他全体で何かございますでしょうか。水谷さんから異存ありませんというコメントいただきました。ありがとうございます。

落合さん、よろしくお願ひします。

【落合構成員】 ありがとうございます。先ほど最後の執行のところなどで言及いただきましたが、おそらくこういった部分については今後、検討が深められていくことになるかと思ひます。実際の制度整備にあたって特に広告仲介などの方については積み残しといひますか実態把握をしていくことともあると思ひます。広告仲介プラットフォームの中でも例えばSSPだったらどうなのかとか、その中でもいくつか分類分けがある中で、全ての仲介プラットフォームに同じ対応をお願いしていくのか、ということ自体もあろうかと思ひます。今後の検討課題として積み残している部分もあるので、今後の制度整備にあたってはそのあたりもしっかりヒアリングも実施した上で固めていくという方針がわかるようにしていただければとも思ひます。そこは多分産業界側の無用な反発を招かないという意味でも、そういう進め方であるということは注釈でも結構かと思ひますので、何かわかる形にしておいていただければと思ひております。

【山本主査】 ありがとうございます。事務局とも検討をしたいと思ひます。ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

今日も重要なご指摘をいただきました。ありがとうございます。ただ一方で、修正の大きな方向性については特に私が整理したような方向性でご異論がなかったというように認識しておりますので、今回お示しをいただいた資料のWG3 1-1で基本のご了解いただいたものというようにさせていただきます。その上で本日いただいた非常に貴重なご意見も含めて必要な修正等につきましては主査である私に一任をいただいた上で、必要な場合には各先生にもご相談をさせていただきながら修正をさせていただき、次回の親会で本ワーキンググループの中間取りまとめとして私の方から報告をしたいと考えております。そ

のような進め方でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは皆様からご異論がなかったということでそのような進め方でいきたいというように思います。ありがとうございました。

それでは最後にワーキンググループの今後の進め方につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【上原補佐】 事務局よりご説明いたします。資料WG3 1-2をご覧ください。こちらに記載しております通り、本日7月1日のワーキンググループにおいて、ただいまの「中間とりまとめ（案）」についてご議論いただいたところかと存じます。

この後の進め方でございますけれども、次回の検討会とワーキンググループの合同会合の詳細をまたご案内差し上げますけれども、そちらで、先ほど主査よりご発言ありました通り、このワーキンググループの中間とりまとめについて主査より親会にご報告をいただくということになるかと思えます。その上で、ワーキンググループの中間とりまとめの内容につきましては、今まさに親会の方でもご検討いただいている親会全体のとりまとめの、「第6章 総合的な方策」というところの中に入っていくということになるかと思えます。その上で、その親会のとりまとめ全体についてパブリックコメントをかけさせていただくということになるかと思えます。パブリックコメント期間が明けた後、検討会・ワーキンググループをまた合同会合として開催させていただきまして、そのときにパブリックコメントの結果とパブリックコメントを経た完成形としてのとりまとめというものを報告させていただければと思えます。

そしてその先ですけれども、この夏以降、まだ先ほどまさにご議論いただいた通り、さらに検討を進めるべき論点というものがあつたかと思えます。特にこちら書いています通り、デジタル広告関係を中心とした、それ以外もありますけれども、実態把握に関して関係事業者や団体の皆様からヒアリングを行いまして、その他更なる検討を進めるべき論点についても検討していくというのが、この夏以降のワーキンググループの進め方になってくるかと考えております。事務局からは以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。この夏以降も続くのかと思うと戦々恐々としておりますけれども、続くということで今後の論点の進め方、特に中間取りまとめ案の中で更なる検討が必要とされた論点、この進め方ですとか、コンテンツモデレーションや広告関係の議論を進めるにあたっての実態把握の仕方など、もし何かあれば実態をとにかくつかむということは今回の取りまとめの中間取りまとめの案の中でも比較的多くメッセージ

としては込められているかなというように思いますので、こういった実態の把握の方法等々何かあれば、今残りの時間が10分ぐらい残っているかなというように思いますけれども、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

落合さん、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。私も非常に回数が多いのでなかなか大変とも思いますが、ただ重要なところでありますのでしっかり今後ヒアリングをしながら、実態解明を進めていくということも重要だと思います。その際に今日の議論の中で曾我部先生がおっしゃられていた広告の自主規制システムがあつてという話も重要な話だと思っております。結果としては、一定の偽・誤情報の拡散や、もしくは広告を介した投資詐欺といった問題事象が生じているという中で、一定ワークしていない部分もありうると思っております。一方で自主規制によってワークしている部分も一方では存在する、ということも十分考えられると思います。この点、どこがワークしているかが重要で、いいところを伸ばしていただきたいのか、ここは足りないのでしっかり対策をしていただかないといけないのかは、実態を踏まえしっかり切り分けて議論していければと思っております。

もう一つ、情報伝送プラットフォームの方も含めて一つコメントですが、本日の取りまとめ自体はどちらかというとマクロの対策について、リスク評価を行った上で、リスクをなるべく減らしていくためのマクロな対策を求めている部分がかなり多かったように思っております。そういった取り組みも極めて重要である一方で、何度かワーキングの中でも議論させていただいておりましたが、個別の不服申し立てであったり、そういったプロセスを通じた個別の問題事象に関する問題解決についても、また一方で改善が図られ続けることも大事だと思います。今日のタイミングでは、ワーキングの方の取りまとめの議論に入れることは少し難しいかとも思いましたので、次への課題としてそういうところも工夫できる余地はないのか考えていくことによって、世の中のリスク全体もそうですけれども、個別の困られている方、個人や会社にとってプラスになるような取り組みにも繋がっていくと思います。そういった点もできることがないかというのは、確認していくことが重要ではないかと思っております。私の方からのコメント以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。水谷さん、お願いします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。この夏以降の進め方ということで私から少しだけ意見を述べさせていただければと思います。この分野は特にユーザーとか利用者の表現の自由とか、あるいはデジタルプラットフォーム事業者自身の事業を進めていく利益と

いう部分との兼ね合いがあるわけで、特に表現の自由に関しては山本主査からも過度な政府の介入というのはまずいというようなご指摘が何度も出ていたと思いますので、それを我々は常に念頭に置いて、もう少し慎重に議論を進めていく必要があるのではないかと考えております。性急に進めてしまうと、我々自身も見逃してしまう部分とか、検討時には頭に思い浮かばなかったこととか、いろいろと後から出てくることもありますし、やはりそういう部分はなるべく減らしていくということを考えて、今少し慎重に進めていただくと良いのではないかと、というのが、あくまで私の個人的なものですけれども、意見になります。私から以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。その他の方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、コメントを構成員の方からいただきましたけれども、今回中間取りまとめ案で基本的な方向性と申しますか、どういうところを今後議論していくというようなことはある程度コンセンサスが得られたと思います。その後さらに具体的な議論を進めていく上では、何が問題で、その問題を解決するためにどのような仕組みが必要なのか合理的なのか、いわゆる必要かつ合理的なものなのかということのエビデンスに基づいてより具体的に議論していくということが重要なかなというように思いますので、そこは先ほど先生方からご指摘をいただいたあるいはご示唆をいただいたところかなというように思います。本当に我々のこの検討会、WGは非常に重要な論点について検討していると思いますので、それだけ責任感を持ってやっていかなければいけないかなというようにも思っております。今日は中間取りまとめの案についてフォーカスをして議論いただいたので、これからのことというのはなかなかまだ考えられないところがあるかもしれませんが、何かお気づきのことですとかご意見がありましたら改めて事務局の方までお伝えいただければなというように思います。

それでは特にご異議がないようでしたら、今後の進め方について、この夏以降は抜けたいということがあるとそれは困るのですけれども、ぜひこのまま進めていければというように思っておりますので、特にご異議がなければ事務局からのご提案のように進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。特にご異議がないようですので、今、表示していただいている方向性でWGの議論を進めていきたいと思っております。それでは最後に全体を通じて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようですので最後に事務局から連絡事項お願いいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回会合の詳細につきましては、別途事務局からご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございました。それでは、以上をもちましてデジタル空間における情報流通の健全性確保のあり方に関する検討会ワーキンググループ第31回会合を閉会いたします。本日もありがとうございました。